

令和元年 11 月 13 日 衆議院財務金融委員会議事録

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。外為法改正案、これについて、まず質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

我が国の対内直接投資は、各国から見ても低い水準にあります。二〇一八年の一年間の対内直接投資では、アメリカが二千五百八十四億ドル、中国が二千三十五億ドル、ドイツが千五十八億ドルで、フランスが五百九十九億ドル、イギリスが五百八十七億ドルに対し、日本は二百五十九億ドルとなっています。

その要因には、我が国が、国内産業の育成と保護に重きが置かれ、外国資本の受入れは経済復興を支え得るものに限られていたといったことがありまして、そのために、対内直接投資については相当に不自由な状況にあったと言われております。

安倍内閣は二〇一三年に、国内経済活動のグローバル化を徹底するべく、二〇二〇年までに対内直接投資残高を三十五兆円に拡大することを目標に掲げました。二〇一八年末には、対内直接投資の残高は三十兆七千億円になり、過去最高額を更新いたしました。

今後、政府として、対内投資の促進に重きを置くか、それとも規制をかけるかといった、今の状況を見ますと、規制と促進、アクセルとブレーキを同時に踏む、非常にバランスをとるのが難しい状況に思われております。

いま一度、促進と規制のバランスについて麻生大臣に、この考え方を教えてください。

○麻生国務大臣

いわゆる外国貿易法、通称外為法ですけれども、これは投資の自由が原則ですから、そういった意味では、一定の対内、日本に対する直接投資については、これは国の安全保障等々を求めるという観点から、一部の業種に限定して事前届出を求めるという話になっておりますので、今言われましたように、健全な対内、日本に対する直接投資というのは、これは極めて重要な要素なのであって、一層その促進を図っていくというのは今後とも必要なものだと思っております。

他方、安全保障を損なうという話は最近よく出てくるような話になったんですが、昨年八月、アメリカでこの法律を新しく厳しくし、EUがことしの三月、このルールを厳しくしているんですが、制度改正による対応強化という動きは、これは世界じゅうには大きく進んでいるというのがこの一、二年の顕著な傾向だと思っております。

したがって、今回も、この法律を改正させていただくにあたっては、健全な対内直接投資というのを一層促進するために、いわゆる事前の届出制度というものの免除制度、免除しますというような形で、しやすくなるようにしたというのが一方、傍ら、安全保障が損なわれるというようないわゆる投資に対応するため、この事前届出制の対象というものを見直すという形にするものであって、それなりに、同じ対象でも、事前届出を免除するか、見直す

かというような形で、バランスをとるといふような点は極めて大事なところだと思っております。

○日吉委員

そのバランスをとっていくこと、非常に難しいことだと思います。一方で、促進もしていかなければいけない、規制もしていかなければいけない、このバランスのとり方、今後、慎重に進めていただきたいと思っております。

それでは、法案の各論といいますか、一つ一つ、ちょっと疑問に思ったことをお伺いさせていただきます。

まず初めに、事前届出免除制度の対象外として、国有企業等があります。免除されないということですのでけれども、この例外、免除される場合に、どのような基準で判断をしていくのか、これについて教えてください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

国有企業等といいましても、さまざまな形態がございますことですから、その投資目的や形態、あるいは実績やガバナンス等につきまして当局が個別に検討して、ソブリン・ウエルス・ファンドでありましても、国の安全等を損なうおそれがないと認められるものは免除制度の利用を可能とすることといたしております。

その判断の基準ということでございますが、例えば、ソブリン・ウエルス・ファンド、ファンドの組織としての設立の目的でありますとか、あるいは日本への投資の実績とか活動の履歴、それからそのファンドのガバナンス構造、投資判断が外国政府から独立して行われているか、あるいは外国政府の強い影響下にあるかどうか、こういった点につきまして、ソブリン・ウエルスのファンド側に情報を求めて、その提出された情報に基づいて、おそれの有無というものを判断するというを考えてございます。

○日吉委員

その判断基準に際して、恣意的にならないように御注意いただきたいなということを申し上げさせていただきたいと思っております。それともう一点、この国有企業等の「等」、この等は何か、念のため確認させてください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

例えば、アメリカでいえば、連邦政府ではない州政府の年金基金といったようなものが、こういった意味では外国政府の影響下、国有企業等ということになるかと思っております。ただ、今の例は年金基金でございますので、これは形式としては、ソブリン・ウエルス・ファンドと同じように、リターンを目的とした運用をするということですので、個別判断をした結果、免除制度が利用できるかできないかということ判断していくということになるかと思っております。

○日吉委員

ありがとうございます。

次に、貸付けについてちょっとお伺いいたします。

今回の改正の対象は、株式の取得についてでございますが、経営への参画を企図して行われ

る投資という意味では、長期の貸付けも経営に影響を及ぼすというふうに考えられています。この長期の貸付けについては、今現在どういった規制があるのか、そして、今回改正がありませんでしたけれども、この改正の要否、今後どのように考えているのか、教えてください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

貸付けにつきましては、対内直投の行為の類型ということで現行法で規定されておりまして、今回はその部分についての改正はないところでございます。

したがって、今私どもがこれについて改善をとということで検討しているという事実はございません。

○日吉委員

検討されていないということですがけれども、貸付けについても同様の問題というのはあるのかなとも思うんですけれども、そのあたりはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

貸付けにつきましては、企業に対して直接支配権、支配力を及ぼすということがございせんものですから、つまり、株を取得して、その経営に参画して、そこから経営を支配し、そこから機微な、機微なと申しますか国の安全に関する情報を窃取する、こういう国の安全等へのおそれの有無ということで対内直投の行為類型を考えましたときに、今申し上げましたとおり、貸付けは国の安全等を損なうおそれに対する対応の必要性ということからすれば、範疇から外れるというような理解をいたしております。

○日吉委員

この長期の貸付けにつきましては、確かに支配権は持たないんです、支配はしないんですけれども、ただ、貸付け、その額にもよりますけれども、それを引き上げるとなると、企業に事実上大きな影響を及ぼすことになるということがございます。だからこそ、長期の貸付けにもいろいろ規制がかけられていると思っております。

そんな中で、この長期の貸付けについて全く考慮をしないというのもどうなのかなというように思いを持っておりまして、現状は検討していないということなんですけれども、今後必要性がないかどうか、確認をいただけたらなというふうにお願いをさせていただきます。続きまして、今回の改正におきまして、議決権ベースの考え方、こういったものがつけ加えられております。また、株式の取得ベースだけではなくて、議決権の割合が1%以上というように基準が加わりました。これは密接に関係している者と合わせて1%を超えるということなんですけれども、こういったものを、誰が密接に関係しているのかということなどをどのように審査する上で特定するのかということか、事実上かなり困難なのではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、どのような運用を予定されているのでしょうか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

密接関係者は、親族あるいは株式の保有関係ということで永続的な関係を有するもの、ある

いはこうした関係に準ずるものとして政令で定めるものというふうに法律に規定がございます。それから、議員が今御指摘ございました、密接関係者が複数一緒になって議決権の行使をするという場合は、共同議決権行使ということで、これは直近の政令改正で、秋の政令改正でございますけれども、共同議決権行使合意のもとに議決権行使する者は、共同議決権行使ということで規制の対象となっております。

○日吉委員

規制の対象になる、なっているということですが、それがちょっと、運用上それを把握するのは難しいんじゃないのかなというふうに思ったところでございますので、そのところをもう少し御検討いただけたらと思います。

次に、ポートフォリオ投資が事前届出免除になるということなんですけれども、このポートフォリオ投資等はどのように定義されているのか、教えてください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

事前届出の免除制度の対象となります投資の要件ということでございますが、これは、事前届出免除を受ける投資家が守るべき基準として、国の安全等にかかわる技術情報の流出でありますとか事業活動の喪失を防止するという今回の法改正の目的に照らしまして、三点、外国投資家みずから又はその密接関係者が役員に就任しないこと、それから二点目として、重要事業の譲渡、廃止を株主総会にみずから提案しないこと、三点目として、国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと、こうした三点の免除基準を定めることを考えてございます。

○日吉委員

もう一つ、このポートフォリオ投資等の「等」、これは何を意味しているのでしょうか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

ポートフォリオ投資等と申し上げました。免除対象となる投資の要件として、免除基準を満たすということを申し上げて、その具体的な一つの典型例ということでポートフォリオ投資、それに等をつけて、免除基準を満たすものということをご表現させていただいたかたということでございます。

ポートフォリオ投資というのは、一般的な定義としてはリターンを目的として行う投資であって、企業に対する経営の支配ということを目的としない投資、いわゆる純投資というふうに定義されるものだと思いますが、こうした純投資というものであるかないかということ、外形的にはその意向の有無ということに係りますので、それを、ポートフォリオ投資が典型例ではありますけれども、ポートフォリオ投資に等をつけて、基準を満たすのであれば免除は利用可能ということをご表現させていただいているところでございます。

○日吉委員

今のお話ですと、ポートフォリオ投資が典型例で、これが大半を占めるということで、ただ、定義としては、最初に届出免除を受ける投資家が守るべき基準として三項目をつくり、それを満たすものについてはポートフォリオ投資等とみなす、こういうような考え方だと

いうふうに理解いたしました。

そんな中で、この三項目、今御説明いただきましたけれども、その中に、重要事業の譲渡、廃止を株主総会にみずから提案しないことという項目がございます。ただ、これに類型するものとして、合併や吸収分割、こういったものを提案するというようなことも事実上同様の効果が生まれてしまうのではないかなと考えますが、これらについては、ここに記載はないんですけれども、どのように考えられているのでしょうか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

いわゆるMアンドA、合併、MアンドAでございますが、一般的には、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡、あるいは株式の全部又は一部の譲渡、株式分割、合併といった形で行われるものと承知しております。

そして、この免除基準で書かせていただいております重要事業の譲渡の提案ということでございますが、これは株主総会での提案ということでございますので、株主総会の特別決議が必要となります事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡、その子会社の全部又は一部の譲渡、会社分割、合併、事業の現物配当等による事業の承継の提案を想定しております。したがって、これらは、MアンドAは、免除基準として定められます重要事業の譲渡、廃止の提案に含まれるというふうに考えております。

○日吉委員

吸収分割はいかがですか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

吸収につきましても含まれるという点でございます。それから、一点、私、修正させていただきますが、会社分割のところを株式分割と申し上げましたけれども、済みません、株式分割じゃなくて、会社分割、合併ということでございます。

○日吉委員

済みません、もう一度確認させてください。

含まれますというのは、分割は、重要事業の譲渡、廃止を株主総会にみずから提案しないこと、ここに含まれる、そういう意味ですか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

そのとおりでございます。

○日吉委員

としますと、もう少し、これ以外のものをポートフォリオ投資等というふうに定義をされているわけですので、ここで、三つの、これを守る、これについては免除の対象としないわけですので、それをもう少ししっかりと定義した方がいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

免除基準は、外形的に明確に、投資家が判断を迷うことのないように、透明な形で定めるべ

きであるということは全くそのとおりの御指摘だと思いますので、これから改定案で具体的に規定していくということに努めてまいりたいと存じます。

○日吉委員

それでは、よろしくお願いいいたします。

続きまして、またちょっと具体的な話なんですけれども、外国証券会社の自己勘定で行う取引についてお伺いをさせていただきます。

外国証券会社が自己勘定で行う取引については事前届出の免除対象となりますが、具体的にこういったケースがあり得るかどうかはちょっとわからないんですけれども、特定の株主に支配されているような外国証券会社等がもしあった場合に、そういった外国証券会社が自己勘定で行う取引について事前届出の免除対象として扱われるのかどうか、教えてください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

国有企業等は、先ほどのお尋ねにもございましたけれども、原則として事前届出の免除制度を利用できないということでございますので、ただ、外国証券会社が国有企業である場合はいかがなんだというお尋ねでございました。

外国証券会社が国有企業である場合には、もはや類型的に、国の安全等を損なうおそれがないとは認められないと考えておりますので、この場合には、外国証券会社であっても、これはおそれがあるということですので、他の国有企業等と同様に、事前届出の免除制度の利用は原則としてできないとするという考えでございます。

○日吉委員

わかりました。一律に免除はしないということですね。ありがとうございます。

次に、投資事業有限責任組合についてお伺いいたします。

今回の改正によって、投資事業有限責任組合等を通じた外国投資家の出資については、外国投資家単位ではなく組合単位で一本化した形で事前届出が認められることとなりますが、この改正の趣旨と、外国投資家の情報が見えにくくなるといったことについての何らかのリスクがあるかどうか、これについてお答えください。

○岡村政府参考人（財務省国際局長）

お答え申し上げます。

投資事業有限責任組合を含みます組合形式のファンドにつきましては、現行法では届出義務が、ファンドそのものではなくて株式の所有権を有します外国投資家であります個々の組合員、ゼネラルパートナー、GPですとか、有限責任組合員、LPですとか、こういった個々の組合員に届出義務が課される仕組みとなっております。

このため、外国投資家であります組合員がそれぞれに事前届出を行う必要がございます、これは投資家にとって大きな負担になっているだけではなくて、ベンチャー企業の適時の資金調達に支障を来す可能性が生じてございます。

今般、こうしたことから、株式の所有権という形式面ではなくて、組合という実体面に着目して、届出義務者をファンドに一本化することとしたわけでございます。

こうした点で、むしろ緩和して隠れるということがないのかというお尋ねでございました。その点につきましては、組合という実体に着目して、現在、外国投資家が会社である場合の届出義務と平仄を合わせるような今回の制度改正でございますので、そういう意味では、組合を会社並びで規制のレベルを合わせるということでございまして、その点は平仄がとれた制度改正であろうと思っております。

○日吉委員

どうもありがとうございました。

続きまして、あともう時間も残り少ないんですけれども、法案以外で一点、森友学園の問題についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

お手元に二枚資料をお配りさせていただきました。こちらの資料は、三・八メートルのところにごみがあるという判断をしたというときに、この写真とそのとき作業をされた業者の方の証言、こういったものを総合的に判断をしてごみがあるというふうに結論を出されたというふうに伺っております。そのときに判断の資料となったこの報告書の写真なんですけれども、こちら、一枚目は当初の写真なんですけれども、二枚目はこれを解析した写真になります。

この一枚目、二点質問があつて、まず一点目なんですけれども、当初八億円の値引きをしたとき、ここにごみがあるという判断をされたときに、この写真について、これを見てごみがあると判断されたのか、ないと判断されているのか、それともこの写真からはわからないというふうに考えて総合的に判断をされたのか、どれになるのか教えてください。

○可部政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

委員の方から、当時どういう判断をしたのかというお尋ねでございましたので、当時の近畿財務局の職員にも確認をいたしました。

このごみの深さを含む地下埋設物の撤去処分費用の見積りにつきましては、当時、試掘報告書の写真だけをもって判断したものではありませんで、大阪航空局において、平成二十八年四月五日の現地確認、あるいはその後入手をいたしました試掘報告書、さらには平成二十二年の地下構造物調査、あるいは、昭和四十年代初頭まで当時ここが池とか沼であった、その後ごみが蓄積していった、こうした過去の調査結果など、当時検証可能なあらゆる材料を用いて見積もられたものであるというふうに確認をいたしました。

○日吉委員

そういうふうにならぬいろいろな情報で総合的に判断したというのはわかるんですけれども、総合的に判断するということは、一つ一つの資料についての個別判断があつた上で総合的に判断するわけです。ですので、この写真について、この資料について、ごみがあると判断したのか、ないと判断したのか、それとも、これでは不明だと判断したのか。それを積み重ねていって総合的に判断をされていると思うんですけれども、この写真について、ある、ない、不明、どれなんでしょうか。三つからお選びください。

○可部政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

委員お尋ねは、当時どういう判断をしたのかという事実関係でございますので、当時行った判断のプロセスを申し上げることが適切かと思いますが、当時、そのときに、この写真の部分についてどうだということを取り出して判断をしたものではなく、先ほど委員が御指摘になったように、トータルを材料を全て勘案して判断をさせていただいたというのが事実関係でございます。

○日吉委員

ですので、総合的に判断したというのはわかるんですけども、でも、それに対しては、じゃ、この写真については判断をしなかったということなんですか。

○可部政府参考人（財務省理財局長）

お答えをいたします。

当時、職員は、近畿財務局の職員も現地を見ております。それは、一日見ただけではなく、何回も見ております。その当時の状況等も見たと、それから、専門的な知見のございます大阪航空局の方に依頼をして、そこで集まってきた材料も全て拝見をした上で、トータルとして判断をしたということですので、一枚の写真を取り出して判断をするというプロセスではなかったというふうに承知をしております。

○日吉委員

この一枚の写真だけで判断するのではなくて、この写真についてはどういう判断をしたから総合的にどういう判断になったのかという、その総合判断の基礎としてこの写真をどう評価したのかというのを伺っていたわけですけども、時間がなくなりましたので、最後、麻生大臣にお伺いします。

この二枚目の写真を見て、これを見て、ごみがあるように見えますか。

○麻生国務大臣

写真の見え方については、これはさまざまであって、これはコメントを差し控えさせていただきます。後で撮ったものかもしれないじゃないかといろいろ御意見もありましたからね、この点に関しましては。ですから、いろいろな話があるんだとは思いますが、いずれにしても、地下埋設物の撤去費用、これは、先ほど可部の方から申し上げましたように、近畿財務局から、知見を有する大阪航空局というところに行きわたる見積りを依頼したものでありますので、大阪航空局において、当時、検証可能なあらゆる材料というものをを用いた上で、私どもとしては、地下埋設物の撤去費用の見積りが行われたものと承知をいたしております。

○日吉委員

時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございました。